

税額控除制度の概要

<所得控除と税額控除の違い>



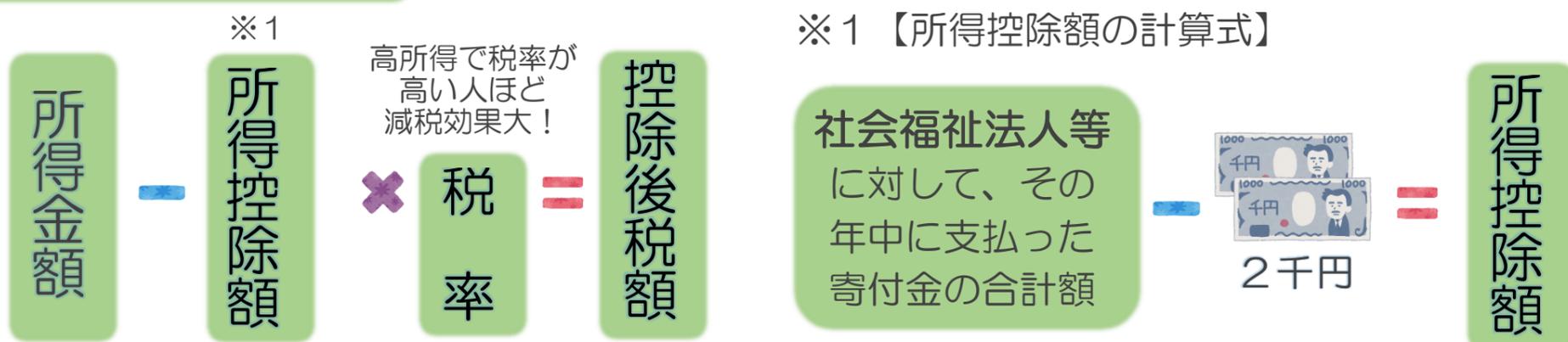
【所得控除】

所得から控除額を差し引いた後に税率（高所得者ほど税率が高い）をかけ税額を算出。

【税額控除】

税率に関係なく税額から税額控除額を直接差し引くため、小口の寄付にも減税効果が大きく、所得控除と比較してほとんどの場合、税額控除の方が、減税効果が大きくなります！

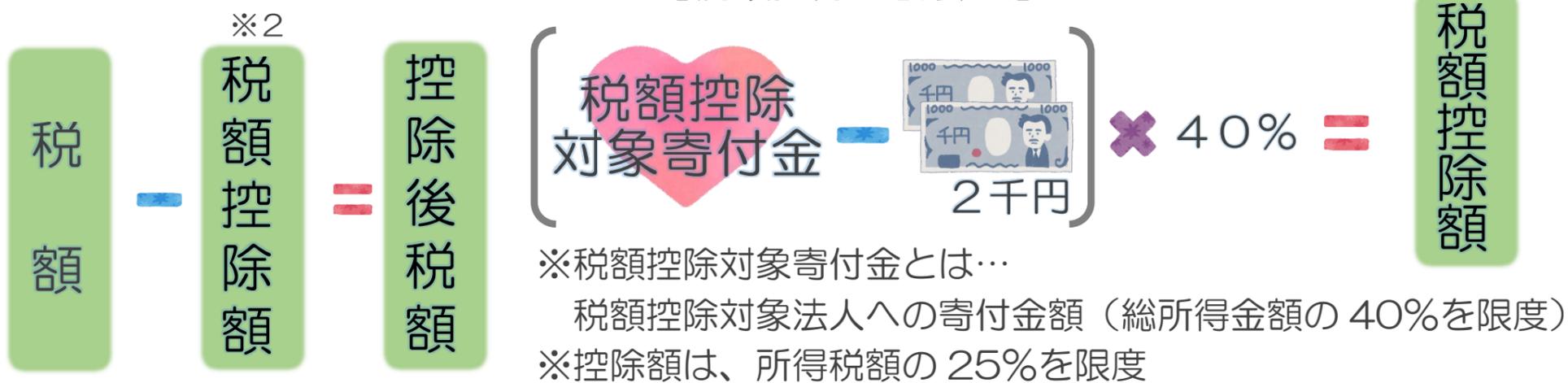
所得控除



税額控除

寄付金額の40%相当額を所得税額から控除

※2 【税額控除の計算式】



<確定申告について>

確定申告の際にどちらの制度を活用するか選択いただけます。
所得控除を希望する場合は、登別市社会福祉協議会発行の領収書を添え、確定申告が必要です。

税額控除を希望する場合は、登別市社会福祉協議会発行の領収書に加え、登別市長から交付された『※税額控除に係る証明書』を添え、確定申告が必要です。

法人による寄付等については、確定申告により法人税法上の損金算入ができます。

※『税額控除に係る証明書』は下記よりダウンロードをお願いいたします。

